

文教厚生委員会会議録

- 1 期 日 平成23年12月12日(月)
- 2 会 場 第2委員会室
- 3 開会時刻 午前9時58分
- 4 閉会時刻 午後0時36分 (休憩8分)
- 5 出席者
- | | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 大庭 博雄 | 副委員長 | 鈴木 久男 |
| 委員 | 大石 與志登 | 委員 | 雑賀 祥宣 |
| 〃 | 高木 敏男 | 〃 | 豊田 勝義 |
| 〃 | 柴田 正美 | 〃 | 中上 禮一 |
- 当局側 教育長、竹原教育次長、松浦病院事務局長、
水野健康福祉部長、所管課長
- 事務局 議事調査係 鈴木

- 6 審査事項
- ・議案第103号 平成23年度掛川市一般会計補正予算(第4号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第3款 民生費
第4款 衛生費(第1項)
第10款 教育費
 - ・議案第104号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - ・議案第105号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - ・議案第115号 掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
 - ・議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市いこいの広場)
 - ・議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市安養寺運動公園)
 - ・議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市下垂木多目的広場)
 - ・議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市海洋センター)
 - ・議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市大東体育施設)
 - ・議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について(東遠カルチャーパーク総合体育館)
 - ・議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市大須賀体育施設)
 - ・閉会中継続調査申し出事項について 6項目
 - ・その他 子ども手当てからの天引きについて

- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成23年12月12日

市議会議長 竹 嶋 善 彦 様

文教厚生委員長 大 庭 博 雄

(別紙)

7 会議の概要

[9:58~12:36]

平成23年12月12日(月)午前9時58分から、第2委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局(教育長)あいさつ

3) 付託案件審査

[健康福祉部長:人件費等概要説明 10:01~10:04]

[質疑]
なし

①議案第103号 平成23年度掛川市一般会計補正予算(第4号)について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中	所管部分
歳出中	第3款 民生費
	第4款 衛生費(第1項)
	第10款 教育費

第3款 民生費

[福祉課、説明 10:05~10:13]

[質疑 10:13~10:25]

○豊田勝義委員

児童遊園地の管理費は県からの補助金で施設修理するとのことだが、7箇所の詳細を伺う。

●柴田福祉課長

今回は大東区域の7箇所である。児童遊園地は全部で25箇所あり、福祉課所管は21箇所、うち、遊具があるのが16箇所である。修理する7箇所は、国包、大浜公園、三井、川久保、嶺向、中方、中である。修理の主な内容は既存の遊具の老朽化が原因で、ブランコの板を替えるもの、鉄棒の溶接、基礎周りの盛土が下がったものなどの補修である。年に1度の点検を受けて今回の計上となった。

○柴田正美委員

子ども医療費の助成が大きく伸びているが、県はいつから中学までにするか。掛川市はそこまでは現行どおりか。

●柴田福祉課長

事務段階で県は中学生までの助成を平成24年10月1日からスタートを検討しており、県と同一の時に始めたいと考えている。

○大庭委員長

24年10月からは、中学生までを県が負担するから、この項目は不要となるのか。

●柴田福祉課長

不要となるわけではなく、県の助成を受けられるということである。現在、掛川市は小学校6年生までの通院について対象にしているが、県は現在就学前までの医療費としており、中学3年生まで拡大を検討している。県にあわせて中学3年生まで拡大する。

○柴田正美委員

最近新聞で子どもがぶら下がる遊具で事故があったと報道があったが、掛川市ではチェックはされているか。

●柴田福祉課長

市では年に1度の点検を業者に依頼しており、状態がよくないものは補修または撤去をしている。今のところそのような事故はなく、安全に使われていると判断している。

●水野健康福祉部長

福祉課所管の遊具の中には新聞報道されたような高額な遊具は存在しない。

○鈴木久男副委員長

54頁、放課後児童クラブの施設改修工事、129万6,000円 追加補正について、当初予算で相当整備済と思うが、この時期に補正するということはどのような内容か。

●柴田福祉課長

今回は、原田小学校の学童保育所開設にともなうものである。現在、高齢者支援課所管の地域支えあい事業を施工しているが、そちらでできない部分について、学童保育の事業として補修をする。旧原田幼稚園を利用するため、内部クロス張り替えと床の塗装、電気や水道の分岐などの改修費である。

○柴田正美委員

生活保護費が増えているが、当初と現在では世帯や人数にどれくらいの違いがあるか。また、最近の状況、若い人で就職ができないなど聞くが、掛川ではどのような状況か。

●柴田福祉課長

平成23年の2月末現在で、生活保護世帯が202世帯、257人、保護率2.21パーミル。10月現在が、12月8日に県から報告のあった一番新しいデータであるが、200世帯、252人、2.17パーミルである。大きくは増えていない、横ばいと認識しているが、ここへきて前月よりは上昇しているように感じる。

第3款 民生費

〔高齢者支援課、説明 10:25~10:29〕

〔質 疑 なし〕

第4款 衛生費

〔保健予防課、説明 10:30~10:32〕

〔質 疑 なし〕

第4款 民生費

〔地域医療推進課、説明 10:32~10:33〕

〔質 疑 なし〕

第10款 教育費

〔教育政策課、説明 10:34~10:36〕

〔質 疑 ~10:38〕

○中上禮一委員

西中の生徒増加人数と西中の将来予測はどうか。

●鈴木教育政策課長

来年度の予定では、今年の1年生179人が219人になる予定であり、平成25年度には235人、26年度には208人と見込まれています。このため、今後進級した時の2年生・3年生の教室も足りなくなる。

[学務課、説明 10:38~10:41]

[質疑 10:41~10:51]

○高木敏男委員

学校給食における放射性物質の測定機器を備品として購入しているが、原因を作った東京電力へ、掛川市負担分を請求する考えはないか。

●中根学務課長

現在は方針が決まっていないが、これから財政担当と協議をする。交付税等の対応になるのかもしれないと考えている。

○柴田正美委員

新聞報道では500ベクレルか200ベクレル、その5分の1は100ベクレルと40ベクレルとなるが、中日新聞には20ベクレルと書いてあった。あれはどういうことか。

●中根学務課長

当初、今回購入した測定器の下限値は、セシウムとヨウ素の合計値を20ベクレルまでは計れるだろうと予測して、そのような報道があったかもしれないが、実際にはもっと低いところまで計れる。測定器の機能・測定量・時間による下限値は放射性ヨウ素では4.2ベクレル/kg、セシウム134では4.1ベクレル/kg、セシウム137では5.9ベクレル/kgと、下回ったので、合計20ベクレルまでは計れるだろうとしていたものが、もう少し低い数値まで計れるようになった。検査結果については、いずれもこの数値を下回っていて、安全性は確保されている。

○雑賀祥宣委員

給食で出来上がった物を調べるということは、食材品目ごとでは検査しないのか。

●中根学務課長

食材品目ごとの測定ではなく、給食を丸ごと測定する。

対象とする調理場は幼保園すこやかを含めて市内12の調理場すべての給食を対象とする。可能な限り、食前検査を基本とするが、午前に間に合うものばかりではなく、午後になるものもある。すべての給食について検査をする。

測定のしかたは、食前検査の場合、給食が出来上がり、1キログラム以上の量が必要であるため、2食分をすべてミンチ状にして、計る容器に入れて測定を開始する。1,000秒間(約17分間)測定をしている。食前で間に合う場合、万が一のことがあれば給食を止めることもあり得る。食後の測定の場合、1食分をミンチ状にして冷凍保存をし、1週間(給食5日間)で5食分の冷凍ができる。それを翌週月曜にまとめて測定をする。万が一異常数値が出た場合、21万円の増額補正をお願いした分だが、外部へ委託して調査をする。給食は2週間分が給食と食材ともに保存されており、追跡調査をして異常数値はどの食材か特定できるようにしている。

○雑賀祥宣委員

いつまでこの検査を続けることになる予測か。

●中根学務課長

最近福島産の米で出荷制限がかかったことがあり、まだまだ食に対する不安が続く様子で、しばらくの間は測定を続ける必要があると考える。

○高木敏男委員

食材の保管は二重に保管しているのか。

●中根学務課長

通常の給食については食中毒対策もあり、製品として食べる給食と、原材料が2週間分保存されている。今回はミンチ状にしたものが必要になるので、それとは別のものを使う。ただし、追跡調査をする場合は、原材料としては通常ストックしてある原材料2週間分の冷凍品目を使って追跡調査をする。

○高木敏男委員

現場では冷蔵庫が狭いということになっていないか。

●中根学務課長

小さい単独調理場では1箇所狭かった為、購入し、もともとあったものは測定時に使うようにしている。

○中上禮一委員

ホームページで公開しているも給食食材のアクセス件数はどれくらいか。

●中根学務課長

12月9日に掲載して、500を超している。

○中上禮一委員

この数字をどう判断するか。

●中根学務課長

関心はかなり高いものと判断される。公表したと同時に様々なところから問い合わせがある。評価や測定のあり方、など、市内だけでなく市外からもいろいろな意見が寄せられている。

第10款 教育費

〔学校教育課、説明 10：51～10：55〕

〔質 疑 10：55～11：12〕

○高木敏男委員

就学援助費について、増えているということだが、市内で地域的偏りがあるか。

○大石與志登委員

同じく、被災児童・生徒がこの中にどれくらい含まれているか。

●青野学校教育課長

市内で地域ごとのデータは無い。

現在在席している被災児童生徒の人数は小学校8名、中学校3名である。就学援助支給をした被災児童生徒は、小学校8名、中学校2名である。

○雑賀祥宣委員

袋井・磐田・掛川の被災児童生徒を集めてイベントを開くが、学校どうして子供たちの連絡の手段があるか。市独自でやっているのか。

●青野学校教育課長

それぞれの連携は無い。市から連絡することはある。

○柴田正美委員

就学援助を親切にやってほしいということの問題提起してあるが、どのようにピーアールしているか改善点を伺う。

●青野学校教育課長

周知は平成22年度は、保護者向けの制度の案内は1回から3回になった。6月に例示の金額の修正版を配布し、12月に次年度の募集に伴う配布をした。3月には制度改正があったので、その案内をした。そのほか指摘いただいた民生委員の関与については、教育委員会が判断して、不要と思われる時は民生委員の判断を仰がずに認定をすることにした。

○大石與志登委員

就学援助はかなり増えているが制度の改正によるものか。不況を原因とするものか。

●青野学校教育課長

1つめの理由は制度改正により、認定要件の緩和をおこなった。1点目は国の認定基準の導入であり、市税や年金の減免者・児童扶養手当受給者は収入基準によらず認定をすること。2点目は、住宅扶助の基準額への加算であり、借地及び借家の場合については基準額に月額8,000円を加算するという認定基準の改正を行った。

また東日本大震災という予想外の要因もあったが、長引く経済不況、景気の悪化、非正規労働者の雇用環境が非常に厳しくなったということがある。外国人の生徒数は2年連続して減少したが、援助者については平成23年度に増加をしているがこれは予測ができなかった。

○大石與志登委員

プラス93人のうち、認定基準の緩和によるものは何人か。

●青野学校教育課長

理由・要因がどれがどれにあてはまるか、正確には分析はできない。

○中上禮一委員

証明は市の証明がでるのか。

認定基準を悪用することはないか。

●学校教育課赤堀管理係長

納税課で確認できるものは昨年の収入であり、今年に入って転職や失業によって収入状況が変わった場合には、本人から最近3ヵ月間の収入を証明するものを提出していただく。そこを悪用して、収入状況を偽って申告される可能性があるため、そうした場合は、就労状況に関して民生委員からコメントをいただいている。失業の確認は失業保険の受給状況の写しをいただいで確認している。

○豊田勝義委員

タイの洪水で一時帰国して市内に就学されたケースはあるか。

●青野学校教育課長

今正確なデータはないが、窓口で5～6名が来ている。

○大庭博雄委員長

休憩とする。

休憩 11:12～11:20

○大庭博雄委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

第10款 教育費

[幼児教育課、説明 11:20:～11:23]

[質 疑 なし]

第10款 教育費

[社会教育課、説明 11:23~11:27]

[質 疑11:27~11:38]

○柴田正美委員

高天神城跡の実施設計皆減とその代わりにどのような修繕を考えているか。木が生えれば景観的に良いようにも思うが。

●大川原社会教育課長

平成22年7月の大雨により土砂崩落の災害復旧となり、本年度実施設計を行い、24年度に工事をする予定であったが、今年9月に台風15号による被害がでたので、総括的に災害復旧工事をどのような形でしていくのが良いか、地形測量を先に実施し、協議をしながら進めていく。

災害復旧工事費で141万8,000円増額は倒木の処理をする。今後地形測量の後に方向性が出てくる。

○雑賀祥宣委員

海洋センターについて、笹川財団の支援は今後は無いのか。

●大川原社会教育課長

掛川は良い評価をいただいているので、掛川艇庫の修理については70%の助成金をいただいて修理をした。今回は突発的な修理で1,000万円ほどかかる中で、半分は保険から出る。残りはB&G財団と協議をしているが、年度途中で満額の助成はいただけないと考えている。

○雑賀祥宣委員

南部体育館建設事業費について、進捗状況はどうか。

●大川原社会教育課長

予定地の地元では地権者に対し、地元説明会を開催した。不動産鑑定評価をして、用地買収の費用を算定しているが、税務署との協議も必要で、年明けに地元を買収価格の提示をする予定である。

○雑賀祥宣委員

用地交渉はまだですね。

●大川原社会教育課長

まだです。

○鈴木久男委員

総論としては地元は理解をしているのですね。

●大川原社会教育課長

地元の地権者には建物を建設することに関して了解をいただいている。

○豊田勝義委員

市町対抗駅伝では成績が上がらなかったが、施設の問題か、選手が集まらないのか。市民から期待と注目もある。

●杉浦教育長

ご案内の通りの成績で心配しているが、抜本的な対策案を考えているところである。

●大庭博雄委員長

掛川市の人口が出場数のうち9番目だということから、もう少し順位も上がってもよいと思うが、人材の発掘や、その人の能力を伸ばせたらよかった。

- 鈴木久男委員
選手には罪はない。

第10款 教育費

〔図書館、説明 11:38～11:39〕

〔質 疑〕
なし

〔討論〕
なし

〔採 決〕
議案第103号 平成23年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[11:41～11:50]

②議案第104号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

〔国保年金課、説明 11:41～11:42〕

〔質 疑 11:42～11:50〕

- 雑賀祥宣委員
今後の保険者数の予測はどうか。

●清水国保年金課長

一般被保険者は11月末で26,652人、昨年は27,325人。673人減っている。全体で~~増~~299人減っている要因は、このうち91人が生活保護になり、そのほかに昭和17年から20年の戦時中生まれは人口が少なく、加入者が減っている。昭和21年生まれが65歳に到達しているが、退職被保険者は65歳未満であり、今は一般被保険者が減って退職被保険者が増えているのが去年からの状況である。65歳から74歳の前期高齢者は去年の10月ころから減っている。戦時中生まれの方が75歳に到達すると増加すると思われる。しかし、予測できないことは、少子化である。団塊の世代が65歳に到達すると一般被保険者が今後増えていく。ただし退職被保険者は法改正により平成27年度以降、新規適用が行われないため、被保険者の数はあまり変化しないが、一般被保険者と退職被保険者の構成が変わってくる。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第104号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
賛全会一致にて原案とおりに可決すべし

[11:50～11:56]

③議案第105号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

〔高齢者支援課、説明 11:50～11:56〕

〔質 疑〕

な し

[採 決]

議案第 1 0 5 号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[11:56~12:02]

④議案第 1 1 5 号 掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
〔福祉課、説明 11:56~11:59〕

〔質 疑 12:00~12:02〕

○鈴木久男委員

この改正により掛川市で該当者は発生するか。

●柴田福祉課長

現時点では、現在掛川市には該当者はいない。

[討 論]

な し

[採 決]

議案第 1 1 5 号 掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[12:02~12:22]

- ⑤議案第 1 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市いこいの広場）
- ⑥議案第 1 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市安養寺運動公園）
- ⑦議案第 1 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市下垂木多目的広場）
- ⑧議案第 1 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市海洋センター）
- ⑨議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市大東体育施設）
- ⑩議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（東遠カルチャーパーク総合体育館）
- ⑪議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市大須賀体育施設）

〔社会教育課、説明 12:02~12:08〕

〔質 疑 12:09~12:21〕

○高木敏男委員

11月12日に選定委員会が行われたとのことだが、どのような意見が出たか。

●大川原社会教育課長

平等な利用の確保ができるか、利用者へのサービスについて、どのようなことを考えているか、施設の適切な維持管理・管理にかかる経費の縮減をどのように考えているかなどを委員から質問していただいた。指定管理候補者からは回答をいただき、審査をした。

○高木敏男委員

議案第133号について、議案は（大須賀体育施設）と出されているが、他の資料では大須賀運動場となっているが、違いは何か。

●大川原社会教育課長

() カッコ書き は、条例の名称である。議案第133号の「大須賀体育施設」は、大須賀運動場と大須賀体育館が対象になる。大須賀体育館は条例では残っている。議案第131号では「掛川市大東体育施設」が条例名になっていて、大東総合運動場・大東北運動場・掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場が施設の名称である。

○雑賀祥宣委員

これら7議案について、要望であるが、指定管理者になった体育協会へ、教育委員会としてご指導願いたい。若い人が雇用されても結婚適齢期になると給料が安くて退職してしまうということを知っている。長期に勤務して育成もできるような努力してほしいというご指導を願う。

○大石與志登委員

指定管理者制度が導入されて、2回目、3回目の指定になるが、導入前と比べて、経費や利用促進の面で指定の効果は表れたか。民間のノウハウが生かされているか。

●大川原社会教育課長

3年の指定と5年の指定があったので、2回指定されたところと3回指定されたところがある。前回の指定管理者が掛川市体育協会、今回公募したところ掛川市体育協会1団体の応募であった。

提案の中でもすべての体育施設を管理するということから、施設の利便性は今後も期待できると思う。経費の節減に努めてもらっている。給料改善については難しい部分がある。

○大石與志登委員

効果を求めるのは難しいが、ひとつひとつというよりは、全体をまとめて指定すれば、経費の面では効率性を高めて運営できるのではと思う。今後、いかにして効率をあげるか、それによっていい運営をしていくという改善をしていかなければと感じているがいかがか。

●大川原社会教育課長

一括して指定管理する方法もあるが、少ない人数で利用者に喜んでいただけるサービスを考えながら運営をしていただいている。担当課としては指導もしながら進めていきたい。

○大石與志登委員

効率性を求めすぎると民業圧迫もありなかなか難しいが、よりよい改善と運営をしていただくようお願いする。

○大庭博雄委員長

規模を拡大してそのメリットを出して、スペシャリスト集団になって経営にどう生かしていくかというのが、雑賀祥宣委員からあった質問に通じると思う。

[討 論]

な し

[採 決]

議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市いこいの広場）
全会一致にて原案とおりの可決すべし

議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市安養寺運動公園）
全会一致にて原案とおりの可決すべし

議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市下垂木多目的広場）
全会一致にて原案とおりの可決すべし

議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市海洋センター）
全会一致にて原案とおりの可決すべし

議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市大東体育施設）
全会一致にて原案とおり可決すべし

議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（東遠カルチャーパーク総合体育館）
全会一致にて原案とおり可決すべし

議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市大須賀体育施設）
全会一致にて原案とおり可決すべし

4) 協議事項 [12:22～12:22]
閉会中継続調査申し出事項 6項目

閉会中継続調査申し出事項 6項目で了承

5) その他 [12:23～12:35]
子ども手当てからの天引きについて（報告）
柴田福祉課長 説明

〔質疑〕

○中上禮一委員

担当課から「郵送や園児を通じて連絡を」とあるが、園児は子ども心におたよりがある人、ない人でなにか違うと感じないか心配だがどうか。

●佐藤幼児教育課長

登園・降園は保護者が付き添っているので、保護者に直接渡すことになり、特に心配はない。

○雑賀祥宣委員

参考資料の（3）の徴収費目の金額はいつからいつまでの分か。

●中根学務課長

過年度分である。校納金については9月以前の分であり現年度分である。そのうち転出世帯と中学校卒業によるという部分については支給されないので除かれる。生活保護費受給者と就学援助者を除くとこの表のとおりである。

○雑賀祥宣委員

24年2月14日に支給する子ども手当てのみとは1回だけということによろしいか。

●柴田福祉課長

現在の法律では2月14日支給分のみである。

○雑賀祥宣委員

1回の支給に対して未納分を全部天引きできるのか。

●中根学務課長

特別措置法で1回のみであるが、自治体によっては費用が掛かるのでこのような方法を見送っているところもあるが、掛川市としては未納額を少しでも減らすように実施する。本人の申し出書によって天引きするので、申し出書に書かれた金額が天引き対象となる。

○大石與志登委員

25条を適用だが26条は適用しないか。

- 佐藤幼児教育課長
保育園保育料は26条の適用である。今回は特別徴収はやめる。

6) 閉会 12:36